

次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

(平成29年4月27日)
教委告示第 7 号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めるに当たり、幅広い意見を反映させるため、次期北本市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成28年7月20日教育長決裁）第1条の規定により設置された次期北本市教育振興基本計画策定委員会の作成した次期北本市教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 行政又は教育に係る関係機関又は関係団体の代表
- (2) 市内に在住する児童又は生徒の保護者
- (3) 知識経験者
- (4) 公募による市民

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成30年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときにおける身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを

定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出又は会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

次期北本市教育振興基本計画検討会議

No	ふり 氏 がな 名	選出区分	備考
1	みね お とし ゆき 峯 尾 敏 之	関係機関又は 関係団体の代表	自治会連合会
2	しも むら え ぐ こ 下 村 恵 久 子	関係機関又は 関係団体の代表	文化団体連合会 会長
3	あり た め ぐ み 有 田 め ぐ み	関係機関又は 関係団体の代表	民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
4	おお たけ たつ や 大 竹 達 也	関係機関又は 関係団体の代表	小・中学校校長会
5	たき ぐち と き こ 滝 口 登 紀 子	市内に在住する 児童又は生徒の保護者	P T A 連合会 監事（児童）
6	え ざわ か ず こ 江 澤 和 子	市内に在住する 児童又は生徒の保護者	P T A 連合会 会計（生徒）
7	かね こ み ち お 金 子 美 智 雄	知識経験者	元埼玉県教育局 南部教育事務所所長
8	し み ず ま こと 清 水 誠	知識経験者	埼玉大学名誉教授
9	いち かわ す ず こ 市 川 和 子	公募による市民	—

任期：平成29年8月1日～平成30年3月31日